

○那須町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和6年3月29日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、訪問支援員等が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等を支援することを目的に実施する子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は、町とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると町長が認める者(以下「事業者」という。)に事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援対象者)

第3条 事業の支援対象は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他町長が特に支援が必要と認める者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事支援 食事の準備、洗濯、掃除、買物の代行等という。
- (2) 育児支援 一時的な子どもの保育、子育て支援施策の情報提供等をいう。
- (3) 相談支援 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言をいう。
- (4) その他町長が特に必要と認める支援

(訪問支援員の要件)

第5条 訪問支援員は、次の各号のいずれの要件も満たし、事業を適切に実施できる者とする。

る。

(1) 町長が適当と認める研修を修了した者

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者

(利用時間等)

第6条 事業を利用できる時間は、次に掲げる日を除いた日の午前9時から午後5時までとし、1日当たり2時間以内、1箇月当たり8時間を上限とする。ただし、緊急、かつ、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 事業の利用単位は、1時間を基本単位とする。

(利用申請等)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、那須町子育て世帯訪問支援事業利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、利用の可否を決定し、那須町子育て世帯訪問支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、那須町子育て世帯訪問支援事業受入れ依頼書(様式第3号)により、その旨を事業者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第8条 町長は、前条第2項により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の決定を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する支援対象者に該当しなくなったとき。

(2) その他町長が不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により当該利用の決定を取り消したときは、那須町子育て世帯訪問支援事業利用決定取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 利用者は、別表に定める利用者負担額を負担するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その負担額の全部又は一部を免除することができるものとする。

2 事業の利用に要する食材料費、光熱水費、買物等に係る実費については利用者負担とするものとする。

(費用の徴収)

第10条 事業者は、町長と協議の上、利用者から利用者負担額を直接徴収することができるものとする。

2 事業者は、前項の規定により利用者負担額を徴収するときは、次条に定める委託料の請求時に利用者ごとの徴収金額を町に報告するものとする。

(委託料)

第11条 町が事業者に対して支払う委託料は、委託契約に定める単価に基づき積算した総額から前条の規定により直接徴収した額を控除した金額とし、那須町子育て世帯訪問支援事業実績報告書兼請求書(様式第5号)をもって、事業者に支払うものとする。

(訪問支援員等の義務)

第12条 訪問支援員は、その業務を行うに当たっては、利用者等の人格を尊重し、当該世帯に係る個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 事業者は、事業の実施に伴い取得した個人情報を適切に管理し、事業の目的外に利用してはならない。委託期間が終了した後も、同様とする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

世帯区分	利用者負担額 (1時間当たり)
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	300円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	600円
その他の世帯	1,500円